

令和7年度広域物流網利用促進事業費補助金Q & A

Q.1 これまで宮崎県内からトラック輸送して他県の海上定期航路を使っていたが、今回宮崎県発の海上定期航路に切り替えることを検討している。
この場合は、「新規貨物」になるのか、「増加貨物」になるのか。

A.1 「新規貨物」になります。

Q.2 これまで日豊本線の西大分駅を使って貨物輸送を行っていたが、今回延岡駅発の鉄道貨物に切り替えることを検討している。
どちらも日豊本線の利用であるが、この場合は、「新規貨物」になるのか、「増加貨物」になるのか。

A.2 「新規貨物」になります。

県外駅から県内駅への切り替えですので、同じ日豊本線の利用であっても「新規貨物」になります。

Q.3 これまで不定期船（在来船）を利用して輸送していた貨物を定期船（または鉄道貨物）に切り替える予定。
この場合は、「新規貨物」になるのか、「増加貨物」になるのか。

A.3 「新規貨物」になります。

Q.4 今回申請する荷主と運送事業者のうち、荷主はこれまで県内の海上定期航路・貨物鉄道を利用したことはないが、運送事業者は他の荷主の貨物を県内の海上定期航路・貨物鉄道を利用して運送していた。
この場合は、「新規貨物」になるのか、「増加貨物」になるのか。

A.4 「新規貨物」になります。

逆に、運送事業者が県内の海上定期航路・貨物鉄道を利用していたことがなくても、荷主が県内の海上定期航路・貨物鉄道を利用していた場合は、「新規貨物」になりません。

Q.5 運送事業者などが複数荷主分をまとめて申請する場合、その荷主の一部が過去に補助対象となる輸送機関を利用していた。
この場合は、「新規貨物」になるのか、「増加貨物」になるのか。

A.5 「増加貨物」になります。

なお、補助金の算定は、今年度分の全荷主の輸送量と、過去に対象輸送機関を利用していた荷主の輸送量（過去二箇年分）を比較し、増加した分が補助対象になります。

Q.6 これまで県内発着の海上定期航路を利用して輸送していた貨物を、県内発着の鉄道輸送に切り替えた。
この場合は、「新規貨物」になるのか、「増加貨物」になるのか。

A.6 「増加貨物」になります。

補助対象となる輸送機関同士の切り替えは、これまで輸送していた貨物量を上回る分だけが対象になります。

また、この場合、輸送機関の証明書はこれまで利用していた輸送機関の輸送実績についての証明と今後利用しようとする輸送機関の輸送に関する証明書の両方が必要になりますので御注意ください。

Q.7 「申請者」の単位は法人か、事業所か。
（例えば、東京に本社があり、県内の営業所が事業を実施するような場合、本社の社長名で申請しなければならないか）

A.7 輸送契約の主体が事業所であれば、事業所名で申請してください。

Q.8 事業（輸送）計画書の「事業の概要」には、どのようなことを書けばよいのか。

A.8 「事業の概要」に記載していただきたい内容は次のとおりです。

- ・ 荷主はどのような製品をこれまでどこに、どこから、どれだけ、どのような輸送機関で輸送してきたのか。
- ・ 今後、どのような製品をどこに、どこから、どれだけ、どのような輸送機関で輸送しようとするのか。

Q.9 対象となる輸送機関が複数ある場合は、事業（輸送）計画書の書き方はどのようにすればよいのか。

A.9 輸送区間ごとに「輸送区間」の欄を追加し、事業（輸送）計画書（別紙）はそれぞれの輸送区間ごと、一つの輸送区間に複数の輸送機関がある場合にはそれぞれ別葉で記載して下さい。

**Q. 10 出荷の状況が不安定であるため、事業計画書のとおり輸送することは難しい。
どのようにすればよいのか。**

A. 10 事業計画の認定後、事業計画のうち、下記に掲げる内容について変更があった場合は、事業計画の変更手続きをする必要があります。

変更がある場合は、県総合交通課まで事前にお問い合わせください。

なお、補助金額は事業完了後（輸送量が確定した後）に決定します。

＜事業計画の変更が必要になる場合の例＞

① 補助事業計画申請者が変更になった場合

（例）

- ・ 荷主又は運送事業者の代表者、役職が変わった場合
- ・ 法人の名称や住所が変更になった場合
- ・ 複数の荷主又は運送事業者による申請の場合で、荷主又は運送事業者の一部に変更があった場合。

② 事業計画書の基本的な内容に変更があった場合

（例）

- ・ 輸送する輸送機関や区間に変更があった場合
- ・ 輸送する貨物の種類や発生地又は輸送先に変更があった場合
- ・ 事業計画より輸送量が大幅に増大（又は減少）することになった場合

Q. 11 補助期間終了後、もとのトラック輸送や県外港利用に戻すことはできるのか。

A. 11 補助を受けた荷主と運送事業者は、補助事業終了後も引き続き補助対象の輸送機関を利用した輸送に努めていただく必要があります。

ただし、結果としてこれらの輸送機関を利用しなかったとしても補助金の返還を求めるようなことはありません。

Q. 12 大口割増、下り荷割増、立地企業割増、ホワイト物流割増、パートナーシップ構築宣言割増と、5つの割増が存在しているが、これらの割増を併用することはできるのか。

A. 12 それぞれの割増の条件を満たしていれば、併用することは可能です。

Q.13 年度途中で新規・増加貨物が発生した場合はどうすればよいか。

A.13 以下の対応が必要になりますので、県総合交通課までお問い合わせください。

①すでに計画認定を受けている場合

補助事業計画変更申請書（様式第10号）により、計画の変更を行います。

②計画認定を受けていない（最初の募集期間で申請をしていない）場合

予算の執行状況等にもよりますが、追加認定を行う場合がございます。

Q.14 宮崎県内に事業所はあるが、税金関係の証明書類は県外の本社の物を提出してもよいか。

A.14 宮崎県内で税金に未納がないことを確認できないため不可です。

宮崎県内事業所についての「県税に未納がないことの明書及」び「個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書」をご用意ください。